協　議　項　目	地方税の取扱い			協　議　細　目	
	４町で差異のある税制については、次のとおりとする。 （１）固定資産税の国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税制度は、現在この制度を適用している施設について平成20年度まで継続し、その翌年度から廃止する。 （２）入湯税は、合併時に入湯者1人1日につき、施設での利用料金5,000円以上150円、施設での利用料金5,000円未満100円とする。ただし、平成20年度までの間、入湯者１人１日につき、施設での利用料金3,000円未満の場合は70円とする。また、課税免除は、合併時に修善寺町の例により統一し、「利用料金が１人1,000円未満の者」を加える。 （３）督促手数料は、１通につき100円とする。				
区　　分	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町	新　市
個人町民税	【税率】 均等割　2,000円 所得割　標準税率 【非課税範囲】 均等割の加算額　19万円２千円 所得割の加算額　36万円 【納期限】 ①普通徴収 第1期　　６月３０日 第2期　　８月３１日 第3期　１０月３１日 第4期　　１月３１日 ②特別徴収 ・月割額を翌月10日まで ・納期限特例事業所 6月から11月分を12月10日まで、12月から翌年5月までを翌年6月10日まで	【税率】 修善寺町と同じ 【非課税範囲】 修善寺町と同じ 【納期限】 ①普通徴収 修善寺町と同じ ②特別徴収 修善寺町と同じ	【税率】 修善寺町と同じ 【非課税範囲】 修善寺町と同じ 【納期限】 ①普通徴収 修善寺町と同じ ②特別徴収 修善寺町と同じ	【税率】 修善寺町と同じ 【非課税範囲】 修善寺町と同じ 【納期限】 ①普通徴収 修善寺町と同じ ②特別徴収 修善寺町と同じ	現行のとおり
法人町民税	【税率】 均等割　標準税率 所得割　１２．３％(標準税率)	修善寺町と同じ	修善寺町と同じ	修善寺町と同じ	現行のとおり

協　議　項　目	地方税の取扱い	協　議　細　目	

区　　分	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町	新　市
固定資産税	【税率】 １．４％(標準税率) 【納期限】 第1期　５月31日 第2期　７月31日 第3期　12月31日 第4期　２月末日	【税率】 １．４％(標準税率) 国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税　税率０．７％ 【納期限】 第1期　５月31日 第2期　７月31日 第3期　12月25日 第4期　２月末日	【税率】 １．４％(標準税率) 国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税　税率１．０５％ 【納期限】 第1期　５月31日 第2期　７月31日 第3期　12月25日 第4期　２月末日	【税率】 １．４％(標準税率) 【納期限】 第1期　５月31日 第2期　７月31日 第3期　12月25日 第4期　２月末日	【税率】 土肥町、天城湯ケ島町の現在適用している不均一課税は、H20年度まで継続する。 【納期限】 第1期　５月31日 第2期　７月31日 第3期　12月25日 第4期　２月末日
軽自動車税	【税率】 標準税率使用 専ら雪上を走行するものの規定がある。 【納期限】 ４月30日	【税率】 標準税率使用 専ら雪上を走行するものの規定がある。 【納期限】 ４月30日	【税率】 標準税率使用 専ら雪上を走行するものの規定が無い。 【納期限】 ４月30日	【税率】 標準税率使用 専ら雪上を走行するものの規定が無い。 【納期限】 ４月30日	専ら雪上を走行するものの規定を設ける。 その他は現行のとおり
町たばこ税	【税率】 千本につき2,434円	修善寺町と同じ	修善寺町と同じ	修善寺町と同じ	現行のとおり
鉱産税	該当なし	【税率】 １．０％ 土肥町と賀茂村で税額の按分がある。	該当なし	該当なし	現行のとおり
特別土地保有税	【税率】 土地に対して課する 1.4% 土地の取得に対して課する ３％ 【免税点】 ５，０００㎡	【税率】 土地に対して課する 1.4% 土地の取得に対して課する ３％ 【免税点】 １０，０００㎡	【税率】 土地に対して課する 1.4% 土地の取得に対して課する ３％ 【免税点】 １０，０００㎡	【税率】 土地に対して課する 1.4% 土地の取得に対して課する ３％ 【免税点】 １０，０００㎡	【税率】 現行のとおり 【免税点】 免税点は、地方税法の規定により５，０００㎡

協　議　項　目	地方税の取扱い			協　議　細　目	
区　　分	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町	新　市
入湯税	【課税免除】 １共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ２学校又は青年学級の行事として行われる修学旅行の児童・生徒又は学級生及びその引率者 ３静岡県立身体障害者保養所北狩野荘において入湯する無料の者 ４年齢12歳未満の者 【税率】 宿泊料金又は食事料が5,000円以上のもの 150円 宿泊料金又は食事料が3,000円以上5,000円未満の 130円 宿泊料金又は食事料が3,000円未満のもの 70円	【課税免除】 １年齢12歳未満の者 ２共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者方法－特別徴収の方法により鉱泉浴場の経営者が徴収する。 【税率】 入湯客1人1日につき150円	【課税免除】 １年齢12歳未満の者 ２共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者方法－特別徴収の方法により鉱泉浴場の経営者が徴収する。 【税率】 宿泊料金または飲食料金が5000円を超えるもの 150円 宿泊料金または飲食料金が4000円を超え、5000円以下のもの 120円 宿泊料金または飲食料金が4000円以下のもの 100円	【課税免除】 １年齢12歳未満の者 ２共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者方法－特別徴収の方法により鉱泉浴場の経営者が徴収する。 【税率】 入湯客1人1日につき150円	【課税免除】 修善寺町の例により統一し、「利用料金が1人1,000円未満の者」を加える。 【税率】 入湯者1人1日につき、施設での利用料金5,000円以上150円、施設での利用料金5,000円未満100円とする。 また、入湯税税率に「平成20年度までの間、１人１日につき、施設での利用料金3，000円未満の場合は70円とする」を加える。
都市計画税	都市計画区域の該当あり 都市計画税は課税していない	都市計画区域の該当なし	都市計画区域の該当なし	都市計画区域の該当なし	都市計画税の課税は、新市において検討する。
督促手数料	督促状1通につき50円	督促状1通につき100円	督促状1通につき100円	督促状1通につき100円	督促状1通につき100円